

## 第2次一括法による下水道法の改正に伴う

### 「座間市下水道条例」の改正について(骨子案)

皆様のご意見をお寄せください。



#### ○条例改正案の趣旨について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(以下、第2次一括法)」により、「下水道法」が改正され、これまで、「下水道法施行令」で定めていた公共下水道の構造及び維持管理の基準等について各地方自治体の条例で定めることになりました。

これに伴い、市では、これらの基準等に関する内容について「座間市下水道条例」(以下、市条例)の改正について(骨子案)を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

#### (意見募集)

- ① 「公共下水道の構造の基準」について
- ② 「終末処理場の維持管理の基準」について
- ③ 「都市下水路の構造及び維持管理の基準」について

平成24年9月

座間市 上下水道部 下水道課



① 「公共下水道の構造の基準」について  
【下水道法第7条(構造の基準)関係】

(改正前)

これまで、公共下水道の構造の基準については、「下水道法施行令」で全国一律で規定されてきました。



(改正後)

今回の下水道法の改正により公共下水道の構造の基準については「下水道法施行令」の基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることになりました。



意見募集 ① 市条例改正に向けた考え方

下水道法施行令に明記している公共下水道の構造基準には、大きく分けて「排水施設に関する構造基準」と「処理施設に関する構造基準」があります。

施行令の基準と座間市の運用実績を検討した結果、良好な都市環境の形成と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため「排水施設に関する構造基準」については「下水道法施行令」の基準のとおり、市条例で定めることにします。

なお、「処理施設に関する構造基準」については座間市には処理施設がなく、今後の建設予定もないため、市条例には明記しません。

② 「終末処理場の維持管理の基準」について  
【下水道法第21条第2項(終末処理場の維持管理)関係】

(改正前)

これまで、終末処理場の維持管理については、「下水道法施行令」で全国一律で規定されていました。



(改正後)

今回の下水道法の改正により、終末処理場の維持管理については「下水道法施行令」の基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることになりました。



意見募集 ②

市条例改正に向けた考え方

座間市には、終末処理場はありませんので、市条例には明記しません。

③ 「都市下水路の構造及び維持管理の基準」について  
【下水道法第28条第2項(都市下水路の構造及び維持管理)関係】

(改正前)

これまで、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は、「下水道法施行令」で全国一律で規定されていました。



(改正後)

今回の下水道法の改正により、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準は「下水道法施行令」の基準を参酌して、都市下水路管理者である地方公共団体が条例で定めることになりました。



意見募集 ③ 市条例改正に向けた考え方

施行令の基準と座間市の運用実績を検討した結果、良好な都市環境の形成と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため「都市下水路の維持管理の基準」については「下水道法施行令」の基準のとおり、市条例で定めることにします。

今後の予定について

- ・ 意見募集結果の公表時期 平成24年11月(予定)
- ・ 条例の制定時期 平成24年12月(予定)